



「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が燦くまち よこて」

令和6年7月23日

中学校部活動地域移行だより No 2

横手市教育委員会 教育指導課 ☎0182-35-2123

目指す姿

将来にわたり 子どもたちが身近で
スポーツ・文化芸術活動を親しむことができる環境づくり

本市の方針

- 適正な運営により、生徒の健やかな心身の成長を図る
- 教師の負担軽減を図り、より生徒に向きあえる環境作り
- 地域の実情を踏まえた、持続可能で多様な環境作り
- 生徒、保護者、地域の主体的な取組を通して「みんなの力で未来を拓く 人と地域が燦くまち」作りに貢献する
- 学校と地域が連携・協働し、横手市のスポーツ・文化芸術の発展・創造を主体的に形成していく

子どもたちの活動の場の地域展開

ニーズに応じた選択肢の拡充

★多様性×持続性
★部活動観の転換
学校教育の一環から生涯学習の一環へ

「部活動地域移行」に関する Q&A

1 なぜ、中学校の部活動を地域に移行するのですか？

学校部活動はこれまで学校教育の一環として、貴重で有意義な役割を担ってきました。近年、生徒の減少が加速化するなど少子化が進行するに伴って、中学校教職員も減少する傾向にあり、持続可能な面で厳しさを増しています。また、競技経験のない教師が顧問を務めたり、休日を含めた部活動指導や大会引率が求められたりするなど、教師にとって業務負担となっています。そのため、少子化の中でも、生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保や、学校の働き方改革の推進による学校教育の質の向上などを目指し、学校と地域が連携し、部活動を地域に移行・展開していくことになりました。

2 どのように地域移行していくのですか？

国のスポーツ庁・文化庁において、部活動の地域移行にむけて「地域移行に関する検討委員会」が設置され、検討が進められてきました。R4・12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」が策定されました。県・市もこのガイドラインを基に、地域の実情に応じて地域移行を進めていくこととなります。主なポイントとしては、

- ・まずは休日の部活動から段階的に地域に移行していくことを基本とする。
- ・令和5～7年度を休日の部活動の地域移行に向けた「改革推進期間」とする。
- ・平日の部活動の地域移行は、地域の実情に応じて地域移行を進めていく。

横手市としても、「部活動の在り方に関する方針」や「地域移行推進計画」を策定し、それに基づいて、できるところから、段階的に進めてまいります。文化部も同様です。

3 休日の部活動が地域に移行すると、平日の部活動はどうなるのですか？

平日の部活動は当面の間、これまでどおりの活動となります。地域移行へ準備が整った部活動から、休日に実施している活動を徐々に地域に移行します。部活動指導員や外部指導者（コーチ）による指導や、拠点校部活動・合同部活動の導入などの地域連携に取り組み、各部活動や地域の実情を踏まえて準備を進めていきます。平日についても、休日の移行状況や活動状況を確認しながら、可能な場合は地域への移行を進めていきます。

4 休日の部活動が地域移行すると、中体連の大会への参加はどうなるのですか？

日本中学校体育連盟（以下 中体連）は令和5年度から地域クラブ単位での大会出場を認めています。（ただし、種目ごとに出場の条件があります）

秋田県では、クラブチームが中体連の大会に出場したい場合は、県中体連に申請することになっています。学校の部活動から大会参加するのか、地域クラブから参加するのかは、生徒個人が選択します。（秋田県中体連HPを参照ください。）

5 現在、硬式野球やサッカーなどのクラブチームで活動している場合はどうなりますか？

部活動も地域クラブ活動も原則として任意加入です。これまでも活動しているクラブチームも、部活動地域移行の形態のひとつと考えます。現在のクラブチームでの活動で十分だと判断される場合は、他の地域クラブに参加する必要はありません。

6 部活動を地域移行することで、どんなメリット・デメリットがありますか？

学校部活動も地域クラブ活動も、生徒の任意加入です。学校部活動は学校の管理下での活動ですが、地域クラブ活動は管理下外で行われる活動となります。

○メリット

- ・当該校の部活動にない種目や複数の活動に参加できるなど生徒の選択肢・多様性が広がる。
- ・平日は部活動に参加し、休日は参加せず学習や家族・友人と過ごしプライベートを大切にできる。
- ・または、平日の部活動に加入せず、休日の地域クラブのみに参加できる。
- ・土日の指導を希望しない教員は、休日になるなど教員の負担が軽減される。
- ・専門的な指導が受けられる環境や、同好集団により活動の質・技術の向上、活動意識・意欲の高まりが期待できる。また、技能等の向上や大会等で好成績を収める以外にも、気軽に友達と親しむ、適度の頻度で行えるなど、ニーズに応じた活動ができる。
- ・小学生から切れ目ない活動ができる。また、小学生から高齢者等、幅広い世代と交流でき、生涯にわたって親しむことができる。
- ・横手市全体のスポーツ・文化芸術の発展・活性化につながり、「人と地域が燦くまちづくり」に貢献できる。さらには、スポーツ・文化芸術の発展・創造につながる。

▲デメリット

- ・活動場所や大会への参加・送迎等、保護者の協力や経済的負担が求められる。
- ・学校の管理下外の活動であり、生徒の健康面や安全性などが危惧される。
- ・平日と休日で指導者が異なるため、指導方針や活動内容、生徒の状況等を部活動顧問とクラブ指導者間で共通理解や情報共有する必要がある。
- ・種目によっては、生徒のニーズに応えられる指導者の確保が難しい場合がある。
- ・クラブによって活動時間等の格差が生じる心配がある。

7 部活動が地域に移行したら、保護者の負担はどうなりますか？

地域クラブは、学校の活動ではなくなるため、団体入会費・活動費や保険料、指導者への交通費・謝金、会場使用料、大会出場経費等の費用は保護者の負担となります。

国でも、経済的負担を軽減するための措置を検討しているところですが、具体的には未定です。

横手市としても、今後の国や県の動向を見ながら、活動に必要な会費や市施設使用料、地域クラブ等も参加する市大会への補助金や施設の貸与等の支援についての具体的な方策を検討していきます。

8 地域クラブ指導者の確保や資格の有無、研修についてどう考えていますか？

休日の地域移行については、既存の連盟・協会・団体・スポーツ少年団等との連携を進めており、所属の有資格者の指導が可能となっています。今後、新たに設立するクラブについても資格の有無や指導経験等を確認していきます。指導者の確保については、県の指導者人材バンクの活用や「横手市部活動地域移行推進協議会」を定期開催し、各競技団体へ相談していきたいと考えています。市としても、生徒の健康・安全面や施設の使用管理面等の運営、個人情報の扱い、学校部活動顧問との連携、生徒指導上の対応等、指導者研修も必要と考えております。

9 小・中学校教員が地域クラブの指導者となることはできますか？

可能です。小・中学校で兼職兼業を希望する教員については、市教育委員会の許可を得て、地域クラブに従事することができます。当該校の校務分掌や業務内容、勤務時間等を踏まえ、校長の承認を得た上で、指定の様式にて必要書類を提出する手続きが必要です。円滑に許可を得られるよう規定や運用の見直しを検討しています。労働時間等にあたっては厚生労働省のガイドラインも参照し、学校と地域団体、市教委が連携して勤務時間等の管理に努めます。

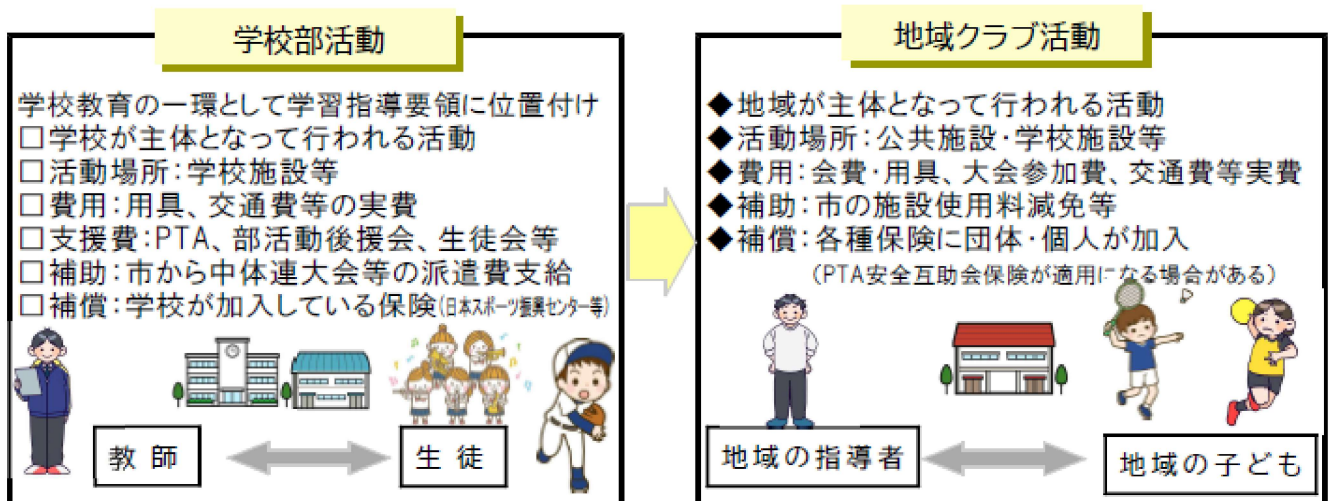
10 地域クラブ活動中のケガや事故、トラブル対応はどうなりますか？

地域クラブ活動中のケガや事故・生徒間のトラブル等については、地域クラブ指導者が担当します。そして運営団体と学校、市教委が連携し、対応していきます。平日の学校部活動とは異なるため、安全確保やトラブルなどについて、相談窓口等の設置を含め、指導者研修を実施し、理解と周知に努めます。

11 保険は新たに加える必要がありますか？

地域クラブ活動は、学校部活動とは異なるため「学校災害共済給付・日本スポーツ振興センター」の適用外となり、給付の対象とはなりません。また、「児童・生徒・PTA総合補償制度」はスポーツ少年団やクラブチームでのケガ等の対象になります。（ただし、受傷した日から7日未満で治療が終了した場合は対象になりません。）そのため他の保険制度の活用が考えられます。他人にケガを負わせてしまった場合の個人賠償責任保険も含まれることが望ましいと考えます。

学校部活動と地域クラブ活動の違い



- ・学校管理下（教育課程外）
- ・指導者：教職員、部活動指導員、外部コーチ
- ・学校単位で中学校体育連盟に加入

- ・学校管理下ではない
- ・指導者：日本スポーツ協会等の公益財団法人の認定資格を有す指導者、部活動指導員、兼職兼業の許可を得た教師
- ・クラブ単位で中体連大会参加認定申請